

千葉県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和元年7月19日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	森	山	和	博
同	三	須	和	夫

31 千総業第 87 号
令和元年 6 月 25 日

千葉市監査委員 大木 正人 様
同 宮原 清貴 様
同 森山 和博 様
同 三須 和夫 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 26 年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

Ⅱ 各論

Ⅱ - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3. 業務委託または指定管理業務について

3-2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑥ 大規模改修工事について【公園管理課】（報告書 P104）</p> <p>稲毛ヨットハーバー管理棟の改修工事は、千葉市が所有する施設に対してスポーツ振興財団が大規模改修を行ったものであり、極めて異例の工事であったと考えられる。当該工事対象施設は経年劣化に伴い、従来から改修工事を市に対して要求していたが、市の財源不足を理由に所管課である公園管理課が予算要求することができなかつたため、スポーツ振興財団が工事を実施する申請をしたものである。しかし、当該工事の費用負担に関する合意は文書上存在しない。</p> <p>大規模改修工事に関する費用負担に関する合意は、必ず文書で行われたい。</p>	<p>平成28年3月30日付け情報経営部長・財政部長通知「民間事業者が管理する市有施設の修繕等の取扱いについて」において、平成28年4月1日以降、公益財団法人又は公益社団法人である外郭団体が、その費用負担により、市有施設の資本的支出を伴う修繕等を行うこと自体が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に反するおそれが高いものであることから、外郭団体が施設・設備の新設・除却・更新、施設・設備の資本的支出（法人税法施行令第132条）を伴う修繕等を行うことは、例外なく禁止した。</p> <p>なお、スポーツ振興財団が大規模改修工事の資金を負担して取得した資産については、大規模改修に係る資産の会計処理として、資産計上により発生する減価償却費を引き続きスポーツ振興財団が負担することとし、平成28年3月25日に市とスポーツ振興財団との間で合意書を取り交わした。</p>

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成31年4月1日より公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3. 業務委託または指定管理業務について

3-2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑥ 大規模改修工事について</p> <p>ア. 大規模改修工事の資産性と費用負担について【公園管理課】（報告書 P104）</p> <p>現場視察及び見積書、改修協議文書、添付図面及び写真等各種資料の閲覧の結果、既存の設備を除却・廃棄し、新しい建物付属設備として取替えていることから、耐用年数を延長し、かつ資産価値を高める改修工事であった。これに対し、所管課である公園管理課は、単なる機能維持のための修繕と認識していたということであるが、新たな資産の取得を伴う資本的支出であることは明らかである。</p> <p>都市公園施設管理許可条件書の「5 施設の修繕等（2）」では、「施設の修繕については、市長と協議して決めなければならない。ただし、申請者（スポーツ振興財団）の責めに帰すべき理由の場合は、申請者（スポーツ振興財団）の負担で行わなければならない。」とあり、スポーツ振興財団の責めに帰さない今回の工事については、機能向上・耐用年数の延長等を伴う資本的な支出（地方財政における普通会計の性質別の用語でいえば、「普通建設事業費」に該当するような工事：基本的には第15節「工事請負費」によるもの）に該当する工事（大規模修繕的な工事を含む。）であり、市の予算により当該工事を実施し、建物台帳や工作物台帳等の管理の対象とすることが、地方自治法及び公有財産規則等の財産管理において予定されているものである。</p> <p>一方、スポーツ振興財団は事実上大規模改修工</p>	<p>スポーツ振興財団が大規模改修工事の資金を負担して取得した資産については、大規模改修に係る資産の会計処理として、資産計上により発生する減価償却費を引き続きスポーツ振興財団が負担することとし、平成28年3月25日に市とスポーツ振興財団との間で合意書を取り交わした。</p> <p>また、平成28年3月30日付け情報経営部長・財政部長通知「民間事業者が管理する市有施設の修繕等の取扱いについて」において、平成28年4月1日以降、公益財団法人又は公益社団法人である外郭団体が、その費用負担により、市有施設の資本的支出を伴う修繕等を行うこと自体が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に反するおそれが高いものであることなどから、外郭団体が施設・設備の新設・除却・更新、施設・設備の資本的支出（法人税法施行令第132条）を伴う修繕等を行うことは、例外なく禁止することとした。</p> <p>なお、対象資産は、公益認定法第18条に基づく公益目的事業財産に該当し、公益目的事業を行うために使用し、又は処分することが義務付けられ、市に対する寄付は公益認定法に抵触するため、今後、スポーツ振興財団による稲毛ヨットハーバー事業が終了する際に、市に対する寄付採納手続を行うこととし、平成28年3月25日に市とスポーツ振興財団との間で合意書を取り交わし</p>

事の資金を負担して資産を取得することになってしまったため、今後発生する減価償却費という発生コストを耐用年数にわたって負担しなければならない。

当該大規模改修工事に伴う費用負担の問題について、早急に解決されたい。また、稲毛ヨットハーバー管理事務所の一部が管理許可事業者の資産となっていることについて、寄付採納の手続を検討されたい。併せて寄付により生じた費用を公益目的事業会計の経常外費用として処理することも検討されたい。

また、独立した法人としてのスポーツ振興財団と管理許可を行った公園管理課との間の資産管理及び財産管理のルール化が存在しないという問題も存在している。この問題についても双方の協議により早急に解消されたい。

た。

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成31年4月1日より公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。